

特定事業主行動計画の取組状況について(令和6年度)

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

特別休暇の産前産後休暇の取得状況については、令和6年度中に対象職員が4人おり、全員が取得している。また、母子検診については休暇制度を定め、昨年出産した職員も含め、必要に応じて本人の申し出により取得している状況である。

(2) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

行動計画では育児休業の取得率目標を男性 10%、女性 100%としているところである。令和6年度中においては男性職員の取得率 57.1%、女性職員取得率 100%であり、目標を達成している（市全体）。

教育委員会事務局においては、配偶者出産休暇と育児参加休暇を取得できる対象職員2名中、配偶者出産休暇取得者が1名だった。もう1名は育児休業を16日間取得した。

市全体の取り組みでは育児休業中の職員に対する円滑な職場復帰の支援として、メール等を活用し、資料や各課情報等の情報提供を行っている。

さらに、男性の育児休業取得対象者になった職員にも「地方公務員両立支援パスポート」を提供し、制度についての周知に合わせて育児休業等の取得による育児参加を推進している。あわせて、休暇取得中の共済制度による経済的支援についての相談を受けたり、その他育児参加に関する休暇を周知したりするなどして、育児参加の機会を増やす取り組みを行っている。

その結果、男性職員も配偶者出産休暇や育児参加休暇を取得し、育児参加する機会が増え、子育てのきっかけづくりとなっている。

このほか、休暇中の職員の代替には業務形態を勘案しながら、他職員での業務分担や配置転換、または他職員の負担軽減のために会計年度任用職員の任用を適宜行っている。

(3) 女性職員の活躍の推進

女性職員の意欲と能力の把握に努め、その能力に応じた適材適所の人事配置に努めると共に、幅広い職務を経験できるよう配慮している。

また、独自研修や研修センターが実施する職責研修等に参加し、学習する機会を増やし、女性管理職の人材育成に努めている。

女性の係長職級の登用を増やし（令和6年度17.4%、令和7年度19.4%）、女性管理職を増やす取り組みを行っている。

女性職員の割合が29.7%であるが、部署によっては男性職員数名中1名が女性職員という部署もある。どの部署においても、女性職員の兼ね備えた能力、積み重ねられた知識や技術が十分発揮できるよう仕事を配分し、家庭とのバランスが適切になるよう配慮している。

(4) 超過勤務の縮減

毎週水曜日（クールビズ期間中は水曜日及び金曜日）を定時退庁日とし、庁内放送等で喚起している。令和5年度は6.8時間、令和6年度は5.7時間と縮減されてきている。繁忙期などを起因とし、縮減が難しいものもあるが、業務の都合により定時退庁が出来ない職員が多い部署については、総務課で事情を聴取し、事務の改善等について協議を行ってきた。

その結果、業務量の検討が行われ、職員の意識向上に繋がり、システム導入や職員同士の協力などそれぞれの部署に合った業務の効率化が図られた。

ほか、長時間の超過勤務があり、希望する職員には産業カウンセラーや産業医による面談窓口を設置し、対応できるようにしている。

(5) 休暇取得の促進

年次有給休暇の令和6年の平均取得日数は11.1日（集計期間はR6.1～R6.12）であり、令和5年と比較すると1日の増であるが目標取得日数には達していない。

各部署においては、早期の業務計画を作成する、課や局内で職員全員の業務スケジュールを確認する、業務を共有して不在時も他の職員が対応するなど、各職員が休暇を取得しやすい環境づくりに努めているが、今後も取得日数増加にむけて取り組む必要がある。

就学前の子の看護休暇（特別休暇）については、休暇制度について広く周知され、子育て中の職員が多く取得している。短期介護休暇（特別休暇）については、取得方法の相談も受けながら活用されているが、今後も広く周知を図ることが必要である。

出生サポート休暇についても、職員が必要に応じて申し出るなど、活用され始めている。

介護休暇（勤務時間法第20条に基づく）については、令和6年度の取得なし。

(6) その他の次世代育成支援対策に関する事項

職員が子ども・子育てに関する地域活動に参加しやすい職場環境づくりを推進している。

職場体験学習（小学校から高等学校まで）や見学の依頼があれば、各部署で協力して対応し、次世代を担う学生の職業選択の一助となるよう支援している。

また、春秋には交通安全週間の街頭指導及び人の波作戦など、様々な交通安全運動に職員が参加できる機会を設け、地域の子どもの交通事故から守れるよう努めている。

教育委員会事務局においては、地域貢献活動への職員の積極的な参加を支援し、活動に参加しやすい雰囲気づくりに努め、特に伊佐さわやかあいさつ運動を通して、子どもの見守りを地域ぐるみで行った。

そのほか、スポーツ少年団や学校で指導又は世話役をしている職員が休暇を取得しやすい環境を整え、青少年スポーツ振興などの活動への参加を支援している。あわせて、指導や審判業務など職務免除を許可する場合もある。